



テミス通信

第 14 号 / 2015年3月

発行元：佐井司法書士事務所

佐井司法書士事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



大阪城

色とりどりの花が目を楽しませる春となりました。

皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

ドイツの童話「みつばちマーヤの冒険」(1912年 ボンゼルス作)を読みました。

冒頭、マーヤは「私の心は喜びや驚きを経験し、冒険を味わうようにできているんだもの。私はどんな危険も恐れまい。」と語り、様々の冒険をして、その度に生きる喜びを感じ、生きる知恵を豊かにしていきます。(アニメ「みなしごハッチ」ではありません)

マーヤの、自分の人生を生ききる凛とした姿勢に爽やかな風を感じ、

思いがけず、童話を読み直すという楽しみを見つけました。

(佐井恵子)

「会社法の一部を改正する法律案」が5月1日より施行されます

平成18年改正の会社法の趣旨は、「企業の邪魔をしないで、会社の自由に任せる」こと。

そこから、会社法が全てを規律するのではなく、

定款を自由に設計することによって、個々の会社に応じたルールを作ることが求められています。

8年が経過し、改正法は5月1日施行となります。

新しい会社法のもと、会社の定款を見直してみませんか。

ご希望の会社には、定款診断を行います。

お気軽にお声かけ下さい。(診断費用はいただきません)



テミス通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。

被災地巡回法律相談会

2月28日(土)と3月1日(日)の2日間、岩手県宮古市で行われている法律相談会に山添が参加してきました。

2月27日(金)の夕方より、伊丹空港からいわて花巻空港までのフライトで出発する予定だったのですが、いわて花巻空港行きの便が天候の影響で欠航になってしまい、急遽、仙台空港行きのフライトで出発となりました。仙台駅からは新幹線の席を取り盛岡駅まで新幹線で移動し、盛岡駅から宮古市まではバスでの移動となりました。宮古市に到着したのは夜11時を過ぎて、なかなかハードな道のりとなりました。



岩手県宮古市

この相談会は、東日本大震災の直後より、全国の司法書士有志が集まり、被災地の支援を、という思いにより現在まで続けられている活動です。1年を通して毎週土曜日と日曜日、全国各地の司法書士が交代で担当をしています。相談活動としては2つあり、宮古市内に相談所を設けそこで相談会を実施することと、仮設住宅を訪問し相談活動を行うというものです。私はこの度、宮古市から少し南に位置する「山田町」という町にある仮設住宅を巡回することとなりました。



仮設住宅の様子

相談センターにて

道中はレンタカーでの移動です。町中に、津波の爪あとを残す光景は残っているものの、インフラは、かなり整備されている印象でした。

巡回相談では、仮設住宅を一軒ずつ訪問し、復興住宅が完成せず仮設住宅からいつ出られるのかわからない不安や、完成しても、仮設住宅で一緒に暮らす人たちと離れて

暮らすことになってしまう不安で、仮設住宅から出たくないという悩み、津波で流された土地の相続問題まで、相談は多岐にわたりましたが、被災者の皆さんは震災という出来事が忘れられ自分たちが取り残されてしまっているという不安を感じているようでした。

仮設住宅の集会所で、高齢のご婦人方が10人くらい集まり、工作をしていました。何を作っているのか尋ねると、「もうこの仮設住宅も、じきに出て行く事になるから、私達の住む復興住宅の工事をしてきている人たち一人ずつに虎の手作りのマスコットを渡すんだよ。」と言って、虎のマスコットを見せてくれました。

人は支え合いと感謝で生きていることを改めて感じ、胸が熱くなりました。

(山添 健志)



おばあさん達が作った虎のマスコット

会社法が変わります！【保存版】

平成27年5月1日から改正会社法が施行されます。登記に関わる部分にご注意下さい！

監査役の業務範囲に関する登記

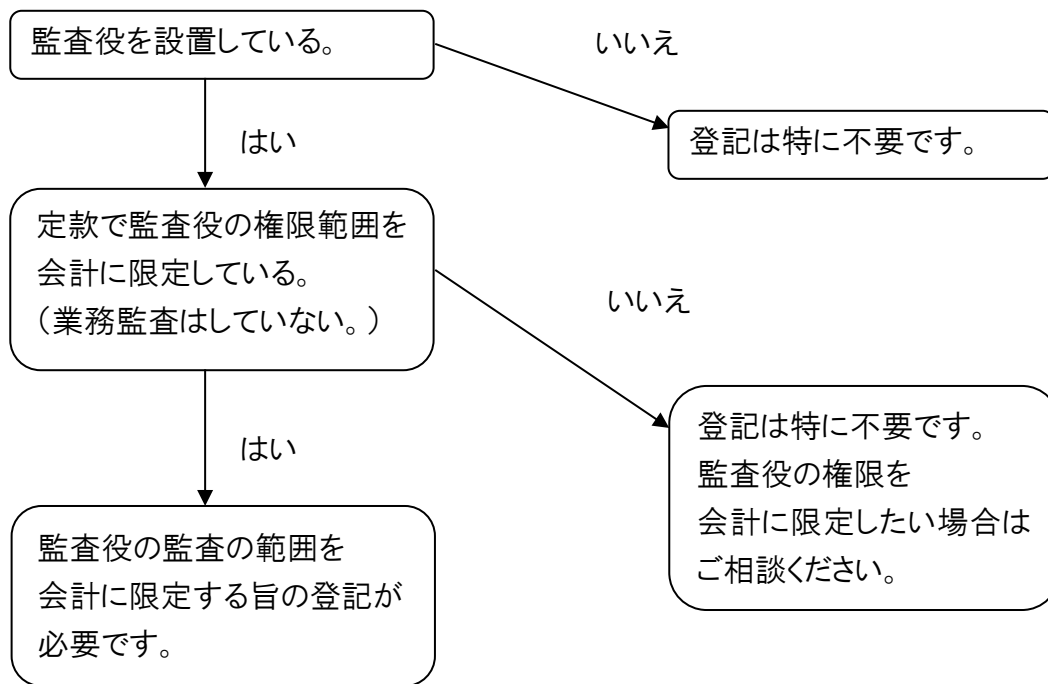
監査役の仕事には、業務監査と会計監査の2種類があります。業務監査とは、取締役の業務に不正がないかチェックする仕事であり、会計監査とは、作成された会計書類に不正がないかチェックする仕事です。

この業務の範囲ですが、会社の定款で「当社の監査役は業務監査をしない、会計監査に限定して行う」と記載されているケースがあります。実は、監査役が業務監査までする場合と会計監査しか行わない場合では大きく法制度が違うのです。

例をひとつ挙げると、株主が訴訟を会社に提起したい場合、監査役に業務監査権限がある場合は、監査役が会社を代表して訴訟提起を受けるところ、会計監査に限定されている場合は、代表取締役がこれを受けるとされています。

この監査役の業務範囲は会社の定款を見ればわかるのですが、会社の登記簿を見てもわからないという問題点がありました。通常、会社外部の人は定款をなかなか見ることはできないので、公示の観点から誰でも法務局で取得できる会社の登記簿に業務範囲を記録することとされました。

フローチャート(登記の必要性チェック)



※会社形態により例外がありますので、詳細につきましてはご相談ください。

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

佐井司法書士事務所

TEL06-6365-1755 FAX06-6365-1109

URL sai-shihou.jp

取締役及び監査役の責任免除に係る改正

現行法では、会社の定款に定めることで、事前に役員の子会社に対する責任の限度額を定めて責任を軽減することができる制度があります。

これを「責任限定契約」と言います。

この責任限定契約を結ぶことができる役員は、社外取締役、社外監査役等の社外役員に限定されていましたが、改正法では、社外の役員でなくとも、業務執行を担当しない取締役・社内監査役も、2年分の役員報酬額を上限とする、責任限定契約を締結できることになりました。

従来、自ら業務執行を担当しない取締役や監査役は、自分の責任が発生するリスクを十分にコントロールできないという問題点がありました。

改正法では、社外取締役等であるかどうかではなく、業務執行に関与する者かどうかという点で線引きをしています。

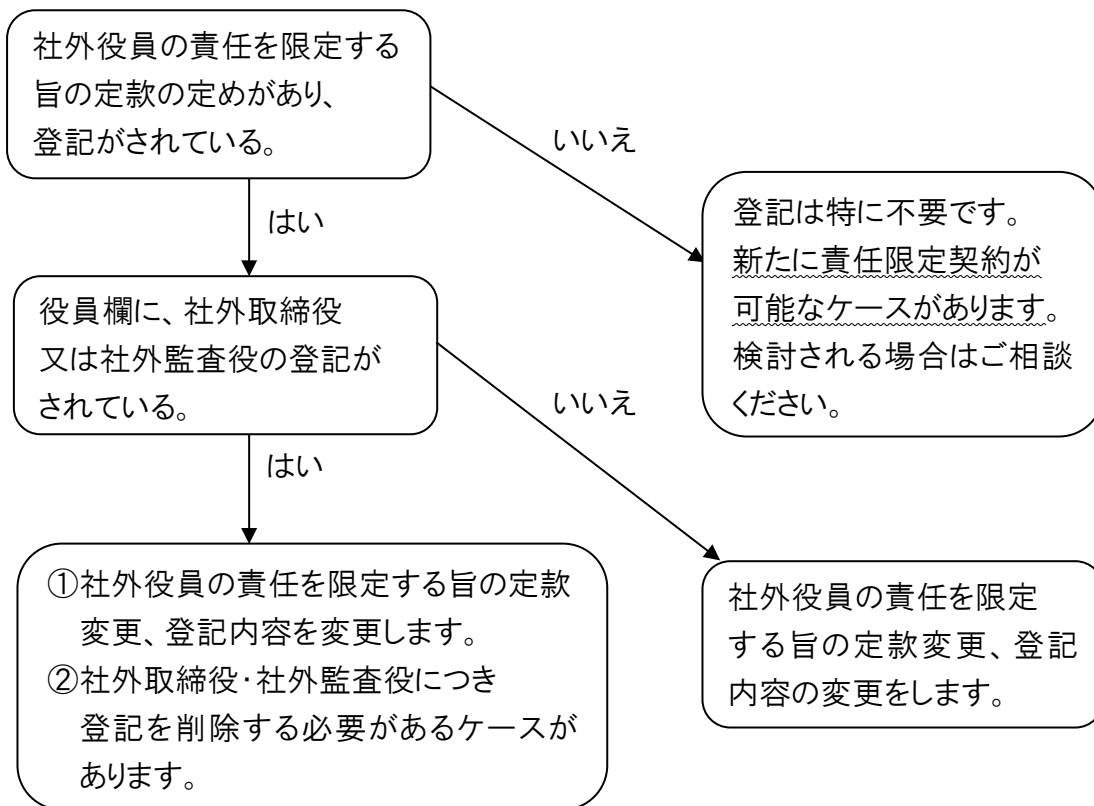
以上を踏まえ、改正法では、株式会社につき、取締役(業務執行取締役等を除く)・監査役は、責任限定契約を締結することができることとなります。

特に、監査役は、誰でも責任限定契約の締結が可能となるため、採用は多くなるでしょう。

また、この法改正により、責任限定契約を定款に定め、登記している会社は、文言変更のため定款変更及び変更登記が必要となります。

ご相談下さい。

フローチャート(登記の必要性チェック)



※会社形態により例外がありますので、詳細につきましてはご相談ください。

第2回・すごワザ選手権 開催！

皆さん、以前にテミス通信で報告した 2013 凄技選手権を覚えていらっしゃいますでしょうか。

事務所内のパソコンスキル向上の為、各自の持っているパソコンの裏技を披露して、事務所内で共有しようというものです。今回は 2014 年の 12 月に開催予定だと記事を書いた私がすっかり忘れてしまう大失態。勿論、他の所員もしかり……

しかし、発案者の佐井所長は忘れてはいません！

年内は時間が取れない為、2015 年の 1 月某日、第二回凄技選手権を開催することとなりました。

大会当日は、前回同様、審査員長として Emission 株式会社・代表取締役浅井勝正氏をお招きし、ゲストの井上司法書士も含め 6 名が凄技を披露していきました。

山添司法書士の二連覇を予想していたのですが、審査の結果、恐れ多くもわたくし石飛が優勝してしまいました。優勝商品のオクタシタニアルのマカロンをいただき、無事閉会となりました。

前回の凄技選手権の総括で、審査員長からショートカットキーの薦めがあった影響か、今回はショートカットキーを使った発表をする人が多く、今後の業務に役立つ技が増えて本当に良かったと思います。大会を迎えるまではヒヤヒヤしますが、無事に終わると、すぐに使える裏技がたくさん学べて嬉しいものです。

果たして次回の凄技選手権はいつになるのか!? またテミス通信で報告出来ることを楽しみにしています。と言いつつ、開催が決まると事務所内がざわつく予感です(*^o^*) (石飛佐和子)

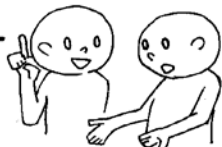


テミス通信 制作秘話

ここまで手作りとは!? そんな感想をいただきました。ならばと、制作秘話をここに明かします!!

全員で企画会議

- ・活発に意見が出る時もあればシーンとすることも……。「スタッフ紹介」のアイデアを出しています! (門垣)
- ・「アイデアを出すと原稿書きが回ってくる」その戦々恐々が伝わってきます。(佐井)



原稿書き

- ・頭で思っていることを分かりやすく伝えることの難しさをいつも感じます。改めて、新聞記事は素晴らしいと思います。(山添)
- ・顔色を見ながら、本当の(?)締切りに間に合わせています。(佐井)



“テミス通信見たよ!”の声は私たちの原動力です



印刷・折込み・封入 全員の手作業

- ・回を重ねるごとにスピードアップしてきました。でも、バンドエイドとハンドクリームは欠かせません。(石飛)



編集・レイアウト

- ・紙面は word で作っています。見やすく分かりやすくを心がけています。いつも、目がシパシパしています。(佐井陽子)

写真撮り

- ・街を歩いている時も、アッ?と思えば、スマホでカシャッ! (佐井)

「50代からの暮らし安心塾」セミナー報告

テミス通信でもお知らせした、クレオ大阪南での男女共同参画セミナー
2回シリーズ「50代からの暮らし安心塾」

①知っておきたいおひとりさまの法律あれこれ ②もう認知症は怖くない～初めて学ぶ成年後見制度～が、
無事終了しました。

受講生44名(のべ88名)女性37名、男性7名

30代1名、40代3名、50代8名、60代18名、70代11名、80代2名、その他1名という盛況ぶりに、
準備いただいたクレオ南のご担当者に感謝しつつ、精一杯お話をさせていただきました。

アンケートの中から、いただいた感想を紹介します。

- ・相続の件は、さすが司法書士さんと勉強になりました。(はなまる印)
- ・講師の先生が非常に聞きやすい声と、わかりやすい内容で、理解しやすかったです。(60代 男)
- ・出席できて幸せです。(60代)
- ・この年になり、知らない事が多すぎます。ありがとうございます。
- ・びっくりの連続、出席させて頂けたことに感謝します。(60代)

受講生の皆さまが、頷き、笑顔で熱心に聴いて下さるので、調子に乗せて
もらって、やり遂げることができました。

懐の深い受講生の方々に感謝しつつ、準備の大変さも喉もと過ぎればで、
また頑張れそうです。

(佐井恵子)



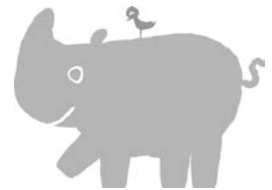
テミス通信、最後までご覧いただきありがとうございます。

- ・平成25年9月に、最高裁判所において嫡出でない子の相続分を嫡出子の2分の1と定めていた民法の規定が違憲であるとの判決が契機となって、相続法制の改正作業が始まりました。主な内容は、①配偶者の一方が死亡した場合に、相続人である他方の配偶者の居住権を法律上保護するための措置 ②配偶者の貢献に応じた遺産の分割等を実現するための措置 ③寄与分制度の見直し ④遺留分制度の見直しの四点です。

配偶者保護がポイントとなります。

- ・山添司法書士の東北無料法律相談会。出発当日は奈良の法務局(東大寺の先)から伊丹空港に駆けつけるといので、間に合うかヒヤヒヤしました。
- ・4月の第1日曜日、チェロの発表会に向けて土日は練習に励んでいます。今年は「ラ・クンパルシータ」ラテンに挑戦です。メリハリつけて演奏します。
- ・ミモザの花を見つけると、春らしくて嬉しくなります。実はミモザから花粉を連想して、「みつばちマーヤ」に話しが飛びました。花粉アレルギーの方にとっては、これからが辛い季節。マスク・眼鏡は欠かせませんね。どうぞ、お大切に。

(佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。

ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール keiko@sai-shihou.jp

ホームページ <http://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>